

職員の喫煙行為に関する件

通報内容	2021年（令和3年）以降、X課のA職員が、法令等により禁煙とされているにも関わらず、職場の倉庫で喫煙していることを指摘する趣旨の通報である。
委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由	<p>1 所属調査により判明した事実関係</p> <p>令和3年度から令和5年度までの上司及び同僚職員、合わせて計8名にヒアリング調査を行ったが、A職員の通報対象行為を目撃した、又はそのような話を聞いたことがあるといった証言は得られなかった。</p> <p>また、A職員本人にもヒアリングを行ったが、そもそも令和3年より前から喫煙していないと述べており、やはり通報対象行為を行ったという証言は得られなかった。さらに、調査担当職員が通報に記載のある倉庫及びその周辺を現認したが、吸い殻やにおい等、喫煙の痕跡を確認することはできなかった。</p> <p>2 総括</p> <p>A職員本人及び当時の上司、同僚職員へのヒアリング調査と通報に記載のある倉庫及びその周辺の現認調査の結果から、A職員が喫煙が禁止されている庁舎内及び敷地内で喫煙しているという通報対象行為があったと認めることはできなかった。その他に当時の状況を知り得る職員がいないことから、これ以上の追加情報は得られないと判断し、調査は終了とする。</p> <p>所属による引き続きの法令遵守の取組を求め、当委員会としての対応を終了する</p>
本市の対応	庁舎及び敷地内において喫煙行為がなされることのないよう、今後も引き続き法令の遵守に努め、所属の全職員に対して周知・徹底をしていく。